

維持管理計画書

一般廃棄物処理施設の維持管理は次の通りとします。

- (1) 囲い等
 - ア) 部外者がみだりに当該施設内に立ち入るのを防止するため、当社熊谷工場内に設置し、囲い・フェンス等を施設周辺に設置する。
 - イ) 熊谷工場内への入場場所（2ヶ所）は、開門時は警備員を常駐させる。また、閉門時はゲートを閉める。
- (2) 表示等
 - ア) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき項目に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な処置を講じる。
 - イ) 立札等が破損した場合は直ちに補修する。
- (3) 処理能力に見合った処理
 - 規則第四条の五第一号の規定により、
 - ア) 受け入れる焼却残さの種類および量が当該設備の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に焼却残さの計量を実施する。
 - イ) 施設への焼却残さの投入は、当該施設の処理能力を超えないように計量を行ないながら実施する。
- (4) 焼成温度の管理
 - 規則第四条の五第二号チ、ツの規定により
 - ア) 焼成炉バーナ焼点温度を摂氏千度以上に保ち、燃焼ガス滞留時間を2秒以上とする。
 - イ) 焼成炉バーナ焼点温度を連続的に測定し、結果を記録する。
 - ウ) 集塵機流入燃焼ガス温度は200℃以下に冷却する。
- (5) 飛散の防止
 - 規則第四条の五第十号の規定により
 - ア) 焼却灰の処理は建屋内で行い、系外への飛散を防止する。
 - イ) ばいじんの保管は密閉式の鋼板製タンクで行い、集塵機を設置する。また、タンク抽出直後直ちに加水し、飛散防止を行なう。
- (6) 悪臭発散の防止
 - 規則第四条の五第十号の規定により
 - ア) 焼却灰の保管は、屋内で実施し建て屋全体を活性炭脱臭装置で脱臭する。
 - イ) ばいじんの保管は、密閉式鋼板製タンクで行う。
- (7) 流出の防止
 - ア) 焼却灰の保管設備は、コンクリート製ピットを屋内に設置する。
 - イ) ばいじんの保管設備は、密閉式鋼板製としその抽出口は屋内に設置し、抽出時の系外への流出を防止する。
- (8) 害虫等の発生防止
 - 規則第四条の五第十一号の規定により
 - ア) 焼却灰処理施設においては、蚊および蠅等の害虫発生を防止するために、必要に応じ殺虫剤を散布するなどの処置を講ずるとともに、施設内の清掃を保持する。
- (9) 騒音の防止
 - 規則第四条の五第十二号の規定により
 - ア) 騒音発生源となる装置は屋内へ設置する。
 - イ) 必要に応じサイレンサを取り付ける。
- (10) 振動の防止
 - 規則第四条の五第十二号の規定により
 - ア) 十分な基礎重量を確保する。
 - イ) 必要に応じ、防振ゴムを取り付ける。
- (11) 粉塵の防止
 - ア) 清掃車を運転するなど必要な措置を講じ、施設周辺の清掃を行い粉塵の発生を防止する。

- (12) 施設からの漏水の防止
排水施設周辺に防液堤を設け、施設からの漏水を防止する。
- (13) 放流水の検査
規則第四条の五第十三号の規定により、測定を実施する。
ア) 排水処理施設から排水を放流する際には、その水質が生活環境保全上支障が生じないものとするとともに、定期的な放流水の水質調査を実施する。
イ) 放流水の水質が熊谷市下水排水教養基準に定められている水質に適合するよう維持管理する。
- (14) 有害物質等の管理
ア) 原材料となる廃棄物の契約に際し、廃棄物に含有する有害物質の量がセメント成分に影響ない事を確認する。
イ) 原材料となる廃棄物は、適時分析評価を実施し、セメント製造に支障が生じないことを確認する。
ウ) セメント製品については、セメントとしての J I S 規格を順守し、有害物質等も問題ない事を、定期的に分析する。
- (15) 排ガスの検査
規則第四条の五第二号ヨの規定により、測定を実施する。
ア) セメント焼成炉の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。
イ) 大気汚染防止法に基づき排ガスの検査を定期的に行う。
- (16) 火災の防止
規則第四条の五第二号フの規定により、
ア) 火災の発生を防止するために、ボイラー・A 重油タンクは保安距離を確保する。
イ) ボイラー室建て屋は、不燃性の材質を使用する。
ウ) 消火器を設置し、常に管理を行い所定の能力を発揮できるよう点検整備を行う。
- (17) 定期的な点検、機能検査
規則第四条の五第十四号の規定により、
施設の正常な機能を維持するために、年間 2 回ほど半年毎に定期的に施設を停止（いずれも 30 日程度）し、定期点検および修理を実施する。
- (18) 日常の設備の維持管理
規則第四条の五第十四号の規定により
施設の正常な機能を維持するために日常点検を実施する。
- (19) 記録および保存
規則第四条の五第十六号の規定により、施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、セメント焼成炉操作室、前処理施設操作室または熊谷工場事務所内に 3 年間保存する。
- (20) 異常事態の対応
焼却残さが施設から流出する等の異常な事態が生じた場合は、直ちに施設の運転を停止し、流出した焼却残さの回収およびその他の生活環境の保全上必要な措置を講じる。
- (21) 事故の防止
常に事故を防止するための管理室からのプロセス監視、現場巡回監視および点検を実施する。
特に地震、台風、大雨等の際には現場巡回監視を重点的に実施し、焼却残さの飛散や流出等の事故の恐れがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止する。
- (22) 使用道路
ア) 使用道路は、交通渋滞の少ない県道御稜威ヶ原線を使用し、その道路の信号機が設置されている交差点より搬入する。
イ) 使用道路は常に清掃し、清潔の保持に努める。

(23) 搬入時の焼却残さの確認

- ア) 処理契約を結んだもの以外の焼却残さが搬入されないよう排出業者、運搬業者との連絡体制を確立する。
- イ) 事前に排出業者、運搬業者と協議し、排出業者および運搬業者の識別カードを準備することによって処理不可能な廃棄物の受入を防止する。
- ウ) 納品書で焼却残さの種類および数量を確認する。
- エ) 荷卸された焼却残さ中に処理に不適な廃棄物が認められた場合はこれを除去する。

(24) 周辺地域への配慮

処理施設等の維持管理にあたっては周辺住民との調和が取れるよう、敷地境界に面した場所に緑地を整備する等の環境整備を図り、当該処理に係る周辺地域の生活環境保全および増進に配慮する。

(25) 許可条件の遵守

許可にあたり生活環境の保全上必要な条件が付されている時は、これを順守する。

(26) 事故時の対応

事故発生時には、太平洋セメント株式会社熊谷工場が災害時の緊急連絡体制に基づいて対応する。

(27) セメント（再生品）の品質調査

製造したセメントをサンプリングし、性状の分析（JISに準ずる）を実施して品質の確認および管理を行う。

以 上